

# 民 生

## ◎ 戸籍・住民

住民基本台帳事務については、昭和56年にバッチシステムによる電算処理を導入、次いで昭和62年にオンラインシステムによる即時処理を開始した。平成14年2月には機器の更新を行い新システムへ移行した。また同年8月からは、住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、平成15年8月には住民基本台帳カードの発行等の第2次サービスが開始された。平成24年7月には外国人住民が新たに住民基本台帳制度の対象となった。

戸籍事務については、平成14年9月に戸籍情報を電算処理する戸籍総合情報システムが稼働した。

また、平成18年3月には、旧6町の除籍及び改製原戸籍（電算による平成改製原戸籍を除く）を導入しこれにより、戸籍等の検索時間が短縮されるとともに、本籍が呉市のどこであっても、市民窓口課及び全ての市民センター窓口で証明書の交付が可能になる等、利便性の向上が図られた。

なお、下蒲刈町、川尻町、音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町及び豊町との合併に際しては、両事務とも呉市の電算システムに統合を行った。

### 1 人口登録数

(単位：人、世帯)

区 分			R3			R4		
			本 庁	市民センター	計	本 庁	市民センター	計
人 口	日 本 人	男	23,068	77,457	100,525	22,831	76,044	98,875
		女	24,151	83,823	107,974	23,644	82,265	105,909
		計	47,219	161,280	208,499	46,475	158,309	204,784
	外 国 人	男	208	1,268	1,476	226	1,569	1,795
		女	268	1,116	1,384	276	1,241	1,517
		計	476	2,384	2,860	502	2,810	3,312
世 帯 数	日本人		25,978	78,590	104,568	25,868	77,870	103,738
	外国人		251	1,461	1,712	297	1,859	2,156
	混 合		121	317	438	119	324	443
	合 計		26,350	80,368	106,718	26,284	80,053	106,337

### 2 各種証明取扱件数

(単位：件)

区 分		本 庁			市民センター 他			計		
		有 料	無 料	計	有 料	無 料	計	有料	無料	計
令 和 3 年 度	戸籍関係	47,332	33,011	80,343	32,443	441	32,884	79,775	33,452	113,227
	住民票関係	38,997	21,323	60,320	56,176	794	56,970	95,173	22,117	117,290
	印鑑証明	13,925	32	13,957	35,113	234	35,347	49,038	266	49,304
	身分証明	1,605	1	1,606	962	0	962	2,567	1	2,568
	その他	1,360	219	1,579	1,120	7	1,127	2,480	226	2,706
	計	103,219	54,586	157,805	125,814	1,476	127,290	229,033	56,062	285,095
令 和 4 年 度	戸籍関係	50,783	32,575	83,358	33,352	301	33,653	84,135	32,876	117,011
	住民票関係	37,788	22,184	59,972	55,842	562	56,404	93,630	22,746	116,376
	印鑑証明	13,157	55	13,212	35,105	192	35,297	48,262	247	48,509
	身分証明	1,537	1	1,538	946	0	946	2,483	1	2,484
	その他	1,424	219	1,643	1,096	7	1,103	2,520	226	2,746
	計	104,689	55,034	159,723	126,341	1,062	127,403	231,030	56,096	287,126

※その他は火葬許可証交付証明、臨時運行許可、各種行政証明。

※個人番号カードの再発行は、R3年度半ばから歳計外となったため、R4年度には含まれていない。

### 3 各種事務受理件数

(単位：件)

区分		年度	28	29	30	R元	R2	R3	R4
戸           籍	出生		2,467	2,424	2,183	2,107	1,925	1,769	1,799
	死亡		4,454	4,479	4,524	4,525	4,415	4,811	4,850
	婚姻		2,922	2,793	2,614	2,902	2,450	2,386	2,283
	離婚		659	649	603	575	542	504	535
	転籍		1,035	1,024	944	1,025	843	784	759
	認知		50	33	39	40	38	45	49
	養子組 縁		226	221	183	227	194	186	180
	養子縁 離		72	74	63	34	71	46	51
	入籍		488	498	462	463	452	408	450
	分籍		48	35	53	51	42	42	49
	その他		776	728	731	716	744	609	648
計		13,197	12,958	12,399	12,665	11,716	11,590	11,653	

## ◎ 保険・年金

### 1 国民健康保険

国民健康保険事業は、国民皆保険の中心的制度として、広く市民の健康保持に貢献している。

今後、少子高齢化が加速する中、県と市町が共同で制度を運営することにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、医療制度の安定化を目指す。

#### (1) 沿革

昭32.	11.	1	国民健康保険事業開始 初診を給付
	38.	10.	1 世帯主（準世帯主を含む）7割給付
	42.	1.	1 全員7割給付
	48.	1.	1 老人医療費支給制度を実施
		4.	1 韓国・朝鮮の国籍を有する者を被保険者とする
	49.	7.	1 高額療養費制度を実施
	58.	2.	1 老人保健制度を実施
	59.	4.	1 全外国人を被保険者とする
		10.	1 退職者医療制度を実施
平20.	4.	1	老人保健制度から後期高齢者医療制度へ移行
	30.	4.	1 県単位化を開始

#### (2) 加入世帯数及び被保険者数

(年間平均)

年度	世帯数			人口		
	全市 (世帯)	国保加入世帯数 (世帯)	加入率 (%)	全市 (人)	被保険者数 (人)	加入率 (%)
30	110,578	29,900	27.0	225,712	44,250	19.6
R元	110,073	28,849	26.2	222,467	42,174	19.0
R 2	109,164	28,195	25.8	218,838	40,830	18.7
R 3	107,775	27,647	25.7	214,410	39,634	18.5
R 4	106,722	26,456	24.8	210,195	37,493	17.8

#### (3) 保険料及び保険税賦課状況

##### 1) 医療保険分

##### ① 賦課状況

応能割	48% (R2)	応益割	52% (R2)
	47% (R3)		53% (R3)
	47% (R4)		53% (R4)

##### ② 料率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
30	7.6	22,200	21,600
R元	7.60	23,400	21,600
R 2	7.60	24,600	21,480
R 3	7.40	25,560	20,400
R 4	7.10	26,640	19,680

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
30	2,674,814,800	2,564,946,202	95.89	60,448	89,459
R元	2,597,466,320	2,493,012,670	95.98	61,589	90,037
R2	2,549,826,418	2,451,943,537	96.16	62,450	90,435
R3	2,444,012,492	2,359,682,473	96.55	61,665	88,401
R4	2,268,599,345	2,187,399,944	96.42	60,507	85,750

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
30	235,607,901	97,377,456	41.33	580,000	9,900
R元	194,398,398	91,746,654	47.20	610,000	10,260
R2	169,038,733	74,330,495	43.97	630,000	10,600
R3	155,181,210	72,777,085	46.90	630,000	10,720
R4	139,717,929	64,810,567	46.39	650,000	6,940

2) 後期支援分

① 賦課状況

応能割	48% (R2)	応益割	52% (R2)
	47% (R3)		53% (R3)
	47% (R4)		53% (R4)

② 料 率

年度	所 得 割 (%)	均 等 割 (円)	平 等 割 (円)
30	3.3	9,120	8,880
R元	3.10	9,120	8,640
R2	2.95	9,240	8,160
R3	2.80	9,480	7,440
R4	2.60	9,840	6,960

③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現 年 分			1人当たり 保 険 料	1世帯当たり 保 険 料
	調 定 額	収 納 額	収納率		
30	1,102,516,370	1,056,628,684	95.84	24,916	36,873
R元	1,024,595,290	982,881,873	95.93	24,294	35,516
R2	962,055,762	924,691,435	96.12	23,562	34,122
R3	902,250,678	870,829,423	96.52	22,765	32,635
R4	821,037,345	791,396,118	96.39	21,898	31,034

(単位：円，%)

年度	滞 納 繰 越 分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調 定 額	収 納 額	収納率		
30	97,274,390	40,841,453	41.99	190,000	4,060
R元	79,748,103	38,439,540	48.20	190,000	4,030
R2	67,123,071	29,713,350	44.27	190,000	3,990
R3	59,215,645	28,071,740	47.41	190,000	3,950
R4	51,744,430	24,468,387	47.29	200,000	2,520

### 3) 介護保険分

#### ① 賦課状況

応能割	48% (R2)	応益割	52% (R2)
	47% (R3)		53% (R3)
	47% (R4)		53% (R4)

#### ② 料率

年度	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
30	2.8	8,520	6,000
R元	2.70	8,880	6,000
R2	2.60	9,120	5,880
R3	2.50	9,360	5,640
R4	2.30	9,840	5,400

#### ③ 保険料及び保険税負担の推移

(単位：円，%)

年度	現年分			1人当たり 保険料
	調定額	収納額	収納率	
30	286,840,980	268,584,097	93.64	23,515
R元	272,643,750	255,826,316	93.83	23,443
R2	263,380,520	247,277,671	93.89	23,285
R3	251,598,050	237,800,427	94.52	22,821
R4	237,886,060	224,241,095	94.26	22,008

(単位：円，%)

年度	滞納繰越分			最高保険料 (限度額)	最低保険料 (軽減後)
	調定額	収納額	収納率		
30	39,802,367	16,436,998	41.30	160,000	4,350
R元	32,187,642	15,920,708	49.46	160,000	4,460
R2	27,028,262	11,868,909	43.91	170,000	4,500
R3	24,739,369	12,133,644	49.05	170,000	4,490
R4	22,369,286	11,205,057	50.09	170,000	4,570

## (4) 給付状況

## ① 療養の給付

(単位：円)

年度	療養給付費		療養費		療養諸費	
	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額	件数	保険者負担額
30	720,722	12,323,092,194	13,532	79,968,516	734,254	12,403,060,710
R元	833,030	14,588,337,139	15,042	89,715,516	848,072	14,678,052,655
R2	757,403	13,908,160,308	13,386	91,600,071	770,789	13,999,760,379
R3	761,250	14,178,549,524	13,356	83,993,926	774,606	14,262,543,450
R4	728,333	13,538,154,918	12,125	76,321,137	740,458	13,614,476,055

## ② 診療費諸率

年度	1人当たり費用額	1人当たり費用額 対前年比	1件当たり費用額	1人当たり受診回数
	円	%	円	回
30	299,160	83.03	28,211	10.60
R元	372,693	124.58	28,956	12.87
R2	365,335	98.03	30,528	11.97
R3	386,190	103.62	31,126	12.41
R4	389,391	100.83	31,074	12.53

## ③ その他の給付

(単位：円)

年度	出産育児一時金			葬祭費			合計	
	単価	件数	給付額	単価	件数	給付額	件数	給付額
30	{ 404,000 420,000	{ 5 78	{ 2,020,000 32,760,000	30,000	313	9,390,000	396	44,170,000
R元	{ 404,000 420,000	{ 8 71	{ 3,232,000 29,820,000	30,000	308	9,240,000	387	42,292,000
R2	{ 404,000 420,000	{ 5 61	{ 2,020,000 25,620,000	30,000	280	8,400,000	346	36,040,000
R3	{ 404,000 420,000	{ 6 71	{ 2,424,000 29,820,000	30,000	316	9,480,000	393	41,724,000
R4	{ 408,000 420,000	{ 6 49	{ 2,448,000 20,580,000	30,000	308	9,240,000	363	32,268,000

## ④ 高額療養費

(単位：円)

年度	現金支給分		現物支給分	
	件数	支払額	件数	支払額
30	16,090	153,434,418	17,158	1,516,726,355
R元	20,838	195,183,233	19,780	1,833,251,919
R2	20,559	204,169,476	20,039	1,820,872,136
R3	22,534	354,480,852	18,443	1,728,845,630
R4	21,102	193,230,190	19,378	1,815,577,146

(5) 主な給付内容

	こ ん な 時	届出に必要なもの	そ の 給 付
療 養 の 給 付	病気やケガをして、治療を受けた時	届出は必要ありません。保険証（70歳以上の人は、保険証兼高齢受給者証）を保険医療機関へ提示してください（ただし、交通事故等第三者行為の場合は、必ず国保に届け出が必要で す。）。	一部負担金の割合 義務教育就学前児童 …… 2割 義務教育就学後から70歳未満 …… 3割  70歳以上75歳未満  一定以上所得者…… 3割 その他の者 …… 2割
療 養 費	やむを得ない事情（旅行中等）で保険証を使って診療が受けられなかった時	保険証、印鑑、医療費を支払った領収書、診療報酬明細書（レセプト）の写し、世帯主名義の通帳	かかった費用について国保が審査し、決定した額の7割（～9割）を払い戻します。
	コルセット等の装具を作った時	保険証、印鑑、領収書、医師の診断書、装具装着証明書、世帯主名義の通帳	
	柔道整復師の施術を受けた時	施術師に委任してください。	施術師より請求があったものを国保が審査の上、施術師に支払います。
	マッサージ、はりきゅうの施術を受けた時	施術師に委任してください。必ず医師の同意書が必要です。	
高 額 療 養 費	1か月あたりの世帯における医療費（一部負担金）の支払額が、自己負担限度額を超えた時  70歳未満…同一医療機関で21,000円以上の支払額が複数ある場合の合計  70歳以上…すべての医療機関の支払額の合計	保険証、印鑑、高額療養費支給対象の医療機関受診状況（又は領収書）、世帯主名義の通帳	1か月あたりの医療費（一部負担金）の支払額のうち、自己負担限度額を超えた額を支給します。 自己負担限度額は、 70歳未満…非課税世帯オ、課税世帯ア・イ・ウ・エ 70歳以上…非課税世帯Ⅰ・Ⅱ、一般、現役並みⅠ・Ⅱ・Ⅲの各区分によって異なります。 ※ただし、70歳以上の一般（外来）については、年間の自己負担限度額もあります。
出 産 育 児 一 時 金	被保険者が出産した時（妊娠85日以降の死産、流産も含まれます。）	保険証、印鑑、世帯主名義の通帳、母子手帳または出生証明書等出生の事実が確認できるもの  産科医療補償制度対象分娩の場合は、所定の印が押してある出産費用の領収書等、医療機関等との直接支払制度合意文書の写し ※ 直接支払制度を利用して、出産育児一時金の上限を超える場合は、届出の必要はありません。	支給額 50万円  （令和5年3月31日以前の出産は42万円）  ※産科医療補償制度に加入されていない医療機関で出産された場合は、48.8万円（令和3年12月31日以前の出産は、40.4万円、令和4年1月1日～令和5年3月31日の間の出産は40.8万円）を支給
葬 祭 費	被保険者が死亡した時	保険証、印鑑、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者がわかるもの（火葬許可証等）	葬祭執行者に3万円を支給します。

(6) 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(単位：％，人)

年 度	特定健康診査			特定保健指導		
	実施率	実施者数	健診対象者数	実施率	実施者数	保健指導対象者数
30	28.4	9,679	34,037	24.1	276	1,143
R元	27.7	9,067	32,674	21.3	224	903
R2	20.7	6,638	32,097	15.3	103	685
R3	24.5	7,453	30,470	16.2	137	847
R4	25.8	7,257	28,170	15.4	120	780

※ 令和4年度は速報値

## 2 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、急速な高齢化に伴い、老人医療が増大する中、現役世代と高齢者世代の費用負担を明確化し、世代間を通じて公平な制度として、平成18年度に創設され、平成20年4月に運用が始まった。

### (1) 沿革

- 昭48. 1. 1 老人医療費支給制度を実施  
 58. 2. 1 老人保健制度を実施  
 平20. 4. 1 後期高齢者医療制度を実施

### (2) 加入被保険者（年度末）

年度	被保険者数（人）
30	42,467
R元	42,907
R2	43,026
R3	43,751
R4	45,840

### (3) 保険料

#### ① 料率

年度	所得割（%）	均等割（円）	限度額（円）
30	8.76	45,500	620,000
R元	8.76	45,500	620,000
R2	8.84	46,451	640,000
R3	8.84	46,451	640,000
R4	8.67	45,840	660,000

#### ② 収納状況（単位：円，%）

年度	現年分		
	調定額	収納額	収納率
30	2,799,614,877	2,787,640,435	99.57
R元	2,915,891,602	2,904,817,033	99.62
R2	3,035,537,322	3,026,047,066	99.69
R3	3,068,038,870	3,063,333,512	99.85
R4	3,138,571,033	3,131,412,389	99.77

（単位：円，%）

年度	滞納繰越分		
	調定額	収納額	収納率
30	20,263,950	8,358,359	41.25
R元	20,012,763	8,285,124	41.40
R2	18,603,440	8,181,683	43.98
R3	16,508,677	11,572,495	70.10
R4	7,530,736	4,690,997	62.29

### 3 介護保険

社会の急速な高齢化の進展に伴い、介護を必要とする寝たきりや認知症の高齢者が増加してきており、今後も急速に増大することが見込まれている。また、介護の重度化や期間の長期化が進んできており、一方では、介護を行う家族の高齢化、核家族化による高齢者の同居率の低下などの要因により、家族による介護では十分な対応が困難となってきた。

こうした中、今日、介護問題が社会全体にとって、また国民一人ひとりにとって老後生活の最大の不安要因となり、介護を必要とする状態になっても、自立生活を送ることができるよう、量的にも質的にも十分な介護サービスの基盤整備を進め、介護を社会で支える仕組みの確立が求められ、平成12年4月1日より介護保険法が施行された。

#### (1) 沿革

平11.	9.	1	準備要介護認定申請受付開始
平12.	4.	1	介護保険事業開始（呉市介護保険事業計画実施） 第2号被保険者保険料徴収開始
平12.	10.	1	第1号被保険者保険料徴収開始
平15.	4.	1	第2期介護保険事業計画実施
平18.	4.	1	第3期介護保険事業計画実施
平21.	4.	1	第4期介護保険事業計画実施
平24.	4.	1	第5期介護保険事業計画実施
平27.	4.	1	第6期介護保険事業計画実施
平30.	4.	1	第7期介護保険事業計画実施
令3.	4.	1	第8期介護保険事業計画実施

#### (2) 要介護認定

##### ① 介護認定審査会

名 称 呉市介護認定審査会

委員数 94人

(委員構成) 保健13人

医療58人（歯科医14名・薬剤師10名を含む。）

福祉23人

合議体数 12（一合議体の定数は5人）

##### ② 要介護（要支援）認定者数

（令和5年3月31日現在）

	要支援		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
	1	2						
第1号被保険者	2,813	2,311	2,866	1,734	1,509	1,420	1,152	13,805
65歳以上75歳未満	228	227	192	173	127	112	91	1,150
75歳以上	2,585	2,084	2,674	1,561	1,382	1,308	1,061	12,655
第2号被保険者	39	42	37	38	23	18	14	211
総 数	2,852	2,353	2,903	1,772	1,532	1,438	1,166	14,016

(3) 保険料（65歳以上の方：第1号被保険者）

令和4年度 介護保険料（年額）……………基準額：66,000円（月額5,500円）

所得段階	対象者	基準額	割合	保険料額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者又は課税年金収入金額 <sup>(※1)</sup> と合計所得金額 <sup>(※2)</sup> の合計が80万円以下の方	66,000円	×0.24	15,840円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方		×0.42	27,720円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方		×0.65	42,900円
第4段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下）の方		×0.75	49,500円
第5段階	世帯の誰かが市民税課税で本人は市民税非課税（課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円超）の方		×1.00	66,000円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の方		×1.10	72,600円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		×1.25	82,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		×1.50	99,000円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		×1.60	105,600円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		×1.70	112,200円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		×1.85	122,100円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		×2.00	132,000円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上の方		×2.15	141,900円

※1 課税年金収入金額…公的年金等（遺族・障害年金等の非課税年金を除く）の金額

※2 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額と公的年金に係る雑所得（第1～5段階のみ）を控除した額を適用。（平成30年度税制改正に伴う所得指標の見直しを反映した金額）

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、これを財源とする公費によって、市民税非課税世帯（第1～第3段階）の人の介護保険料が軽減されています。

(4) 給付状況

① 施設・居宅サービス給付

（単位：人、円）

年度	施設サービス給付		居宅サービス等給付	
	受給者数	給付額	受給者数	給付額
29	30,519	7,775,896,650	113,176	10,977,302,720
30	30,398	7,874,906,641	104,759	10,586,037,514
R1	30,397	7,979,320,526	106,759	10,801,517,620
R2	29,913	8,014,753,458	107,956	11,083,457,566
R3	29,154	7,896,481,898	110,657	11,446,397,640
R4	28,649	7,770,161,071	111,982	11,600,702,076

※ 受給者数は、各月の受給者数の合計

② その他給付

(単位：円)

年度	住宅改修・福祉用具購入費	高額介護サービス費
29	154,551,015	419,226,230
30	151,444,130	423,026,024
R1	154,991,625	450,444,748
R2	149,878,780	494,509,289
R3	150,791,844	480,728,899
R4	148,682,753	473,459,922
年度	特定入所者介護サービス等費	高額医療合算介護サービス費
29	744,938,856	54,760,310
30	734,989,740	52,245,170
R1	735,630,563	53,949,291
R2	734,351,272	92,894,409
R3	561,799,083	66,709,926
R4	430,937,899	77,424,912

(5) 指定事業者の状況

(令和5年4月1日現在)

区分	サービスの種類	指定事業者数
居宅サービス等	居宅介護支援	74
	介護予防支援（地域包括支援センター）	8
	訪問介護	62
	訪問入浴介護	5
	訪問看護	24
	訪問リハビリテーション	5
	通所介護（デイサービス）	37
	通所リハビリテーション（デイケア）	1
	短期入所生活介護（ショートステイ）	41
	特定施設入居者生活介護	8
	福祉用具貸与	12
特定福祉用具販売	12	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2
	地域密着型通所介護	11
	認知症対応型通所介護（デイサービス）	6
	小規模多機能型居宅介護	8
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	28
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模な特別養護老人ホーム）	4
	看護小規模多機能型居宅介護	1
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	15
	介護老人保健施設	17
	介護療養型医療施設（療養病床等）	1
	介護医療院	4

※ 表中の指定事業者数は、呉市が指定した本市に所在するものを集計したものである。（休止中も含む。）

※ 訪問リハビリテーション及び訪問看護及びデイケアについては、申請による指定事業所のみで、みなし指定分は含まない

#### 4 国民年金

国民年金制度は、老齢、障害または死亡のため、所得が喪失、減少することにより生活の安定が損なわれることを防止し、健全な国民生活の維持、向上に寄与することを目的とする公的年金制度である。

長期的に安定した年金制度を維持していくために制度改正され、給付と負担の見直しや収納対策の徹底が図られてきている。平成22年1月からは社会保険庁から日本年金機構に業務が引き継がれている。

今後も、引き続き年金事務所等と協力連携し、事業の円滑な運営に努めていく。

##### (1) 沿革

昭36.	4.	1	拠出制年金開始
	46.	8	拠出制年金給付開始
	61.	4. 1	「国民年金法」改正
	平24.	8. 22	「国民年金法」改正

##### (2) 加入等の状況

(令和4年度末現在)

適用被保険者数				保険料免除等被保険者数						
総数	1号	任意	3号	総数	法定免除	申請免除 全額	申請免除 一部	若年者 納付猶予	学生納付 特例	免除率
30,316 人	18,350 人	397 人	11,569 人	8,598 人	2,482 人	2,760 人	386 人	809 人	2,161 人	46.8 %

(注) 免除率は、1号被保険者数に対する免除被保険者数の割合

## ◎ 人権尊重

### 1 人権施策

世界人権宣言第 1 条は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」とうたっている。また、我が国の憲法第 14 条は「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

従って、人類普遍の原理である基本的人権がすべての人に保障される社会の実現こそ、市民相互の心のふれあいや「人にやさしいまちづくり」の礎である。

呉市では、呉市議会で決議された「人権尊重都市宣言」の趣旨を尊重し、人権教育・啓発及び総合的な人権擁護施策を推進するなど、「人権尊重のまちづくり」に向けて積極的な取組を行っている。

#### ○隣保館

(目的) 隣保館は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づいて設置された社会福祉施設で、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のため各種事業を総合的に行うことを目的としている。

名称	所在地	敷地面積	建物面積	開設年度	延利用者数	
					令和 3 年度	令和 4 年度
山の手会館	山手 2 丁目 2 番 1-101 号	1,067.67 m <sup>2</sup> (市営住宅と供用)	710.32 m <sup>2</sup>	昭和33年	12,697 人	13,031 人
皆実会館	仁方皆実町 1 番 11 号	737.35 m <sup>2</sup>	704.12 m <sup>2</sup>	昭和41年	2,955 人	5,377 人
広会館	広白岳 3 丁目 6 番 34 号	1,333 m <sup>2</sup>	401 m <sup>2</sup>	昭和53年	2,840 人	6,847 人
かわじり中央会館	川尻町東 1 丁目 8 番 15 号	993 m <sup>2</sup>	744 m <sup>2</sup>	昭和48年	2,930 人	4,619 人
音戸会館	音戸町田原 3 丁目 5 番 1 号	252 m <sup>2</sup>	313 m <sup>2</sup>	昭和50年	740 人	1,756 人
蒲刈会館	蒲刈町宮盛 1336 番地 1	573 m <sup>2</sup>	328 m <sup>2</sup>	平成4年	748 人	1,156 人
安浦会館	安浦町内海南 4 丁目 6 番 21 号	864 m <sup>2</sup>	292 m <sup>2</sup>	昭和46年	3,194 人	4,727 人
豊浜会館	豊浜町豊島 3462 番地の 4	457 m <sup>2</sup>	283 m <sup>2</sup>	昭和50年	212 人	393 人

名 称	所 在 地	敷地面積	建物面積	主要室名
山の手コミュニティセンター	山手2丁目3番6号	258 m <sup>2</sup>	427 m <sup>2</sup>	講座室・会議室 第1学習室 第2学習室等
広コミュニティセンター	広白岳3丁目6番6-101号	921 m <sup>2</sup> (市営住宅と供用)	242 m <sup>2</sup>	集会室
早瀬コミュニティセンター	音戸町早瀬2丁目54番1号	290 m <sup>2</sup>	210 m <sup>2</sup>	和室 調理室 集会室
向コミュニティセンター	蒲刈町向北刈浜3206番地1	1,513 m <sup>2</sup>	321 m <sup>2</sup>	和室1・和室2 和室3・和室4 集会室
豊コミュニティセンター	豊町久比字大浦2822番地8	361 m <sup>2</sup>	206 m <sup>2</sup>	作業室 老人室 和室1・和室2

## 2 人権教育・啓発

我が国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する憲法のもとで、人権擁護諸施策が講じられてきた。しかしながら、今なお、人種、信条、性別、社会的身分又は門地による不当な人権侵害が存在している。また、国際化、情報化、高齢化の進展に伴い人権に関する様々な課題が見られるようになってきた。

この様な状況の中、平成12年12月、人権尊重の精神の涵養と普及を行う諸活動（人権教育・啓発）を積極的に推進することにより、人権の擁護に資することを目的とする「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、平成14年3月には同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が制定された。

呉市では、法の理念に則り、平成15年3月策定の「呉市人権教育・啓発推進指針」にもとづき、様々な人権に関する課題の解決に向けて積極的に人権教育・啓発を推進することにより、市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会づくりをめざしている。

### ○ 人権啓発講師派遣

(派遣回数・受講人数)

年度 \ 対象	地域住民	企業関係	行政関係	その他	総計
令和元年度	41 回	33 回	8 回	13 回	95 回
	1,826 人	1,141 人	309 人	734 人	4,010 人
令和2年度	15 回	7 回	1 回	3 回	26 回
	456 人	174 人	50 人	363 人	1,043 人
令和3年度	15 回	11 回	2 回	8 回	36 回
	610 人	147 人	45 人	537 人	1,339 人
令和4年度	19 回	17 回	13 回	5 回	54 回
	666 人	209 人	433 人	910 人	2,218 人

## 3 人権相談

- ・ 人権相談日（第2火曜日）10:00～15:00

人権擁護委員による、人権侵害に関する相談

(相談日以外でも、人権・男女共同参画課職員が、相談に応じている。)

- ・ 相談件数

区分 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	人権擁護委員による相談	2	0	3
人権・男女共同参画課職員による相談	25	18	15	16
計	27	18	18	20

#### 4 犯罪被害者等の支援

呉市では、平成 16 年に「呉市犯罪防止による安全なまちづくり推進条例」を制定して、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してきた。また、犯罪被害者等に対しては、相談窓口の設置等により関係機関と連携して支援に取り組んできた。

しかしながら、犯罪被害者等は生命や身体への直接的被害だけでなく、心身や経済的な問題等、様々な二次的被害に苦しめられている。こうした犯罪被害者等の置かれた厳しい状況を踏まえ、一日も早く平穏な日常生活を取り戻すため、地域社会全体で支援し、関係機関と連携した実効性ある施策を総合的に推進していくため、平成 28 年 4 月 1 日に「呉市犯罪被害者等支援条例」を施行した。

##### ○支援施策

###### (1) 相談及び情報の提供等

犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行う。このため相談等総合窓口を開設。

###### (2) 民間団体への支援

民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものに対して、その活動の促進を図るため、情報提供、助言その他の必要な支援を行う。

###### (3) 広報及び啓発活動の推進

犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等への支援の重要性について、市民及び事業者が理解を深めるよう必要な広報・啓発活動を行う。

###### (4) 住居の提供

犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、一時的な利用に係る市営住宅の提供及び入居支援を行う。

###### (5) 犯罪被害者見舞金の支給

社会の連帯共助の精神から、犯罪被害者見舞金の支給を行う。

名称	金額	要件	対象	令和4年度までの 累積実績
傷害見舞金	10万円	全治1ヶ月以上の傷害	被害者本人	7件
遺族見舞金	30万円	死亡	被害者遺族	